

## よくあるお問合せ【特定建築主太陽光発電設備等導入制度】

### 1 対象

#### Q1-1 制度適用開始はいつからか。

A 令和7年4月1日から適用開始となり、以降に建築確認の申請又は計画の通知を実施した施設が対象となります。(条例改正附則4参照)

#### Q1-2 除外規定はあるか。

A 次に該当する特定建築物は義務対象外となります。

- ・建築物省エネ法第18条第2号に該当する建築物(規則第24条参照)
- ・建築物省エネ法第18条第3号に該当する建築物(規則第42条参照)

#### Q1-3 対象者はどう判断するか。

A 床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000㎡以上の建築物(特定建築物)の新築等(新築、増築又は改築)をしようとする者(特定建築主)が対象者となります。(条例第25条参照)

#### Q1-4 「床面積」とは何か。

A 建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積となります。(床面積の合計は、建築基準法施行令第2条第1項第4号のただし書きの規定は適用しません。)

#### Q1-5 経過措置はあるか。

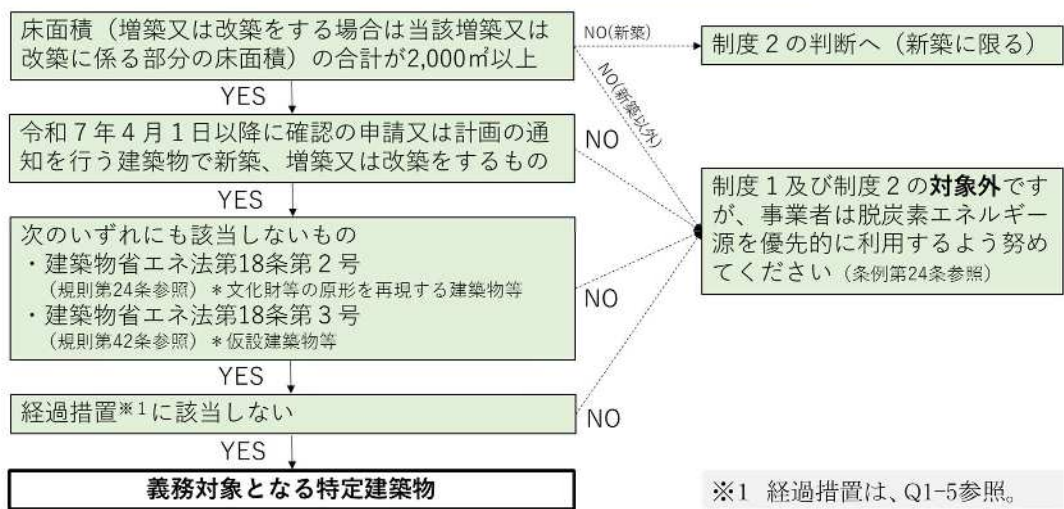
A 特定建築物であっても、特定建築主が当該特定建築物について次に該当する行為を令和7年3月31日までに行った場合は、制度1の対象外となります。(条例改正附則4及び規則制定附則5参照)

- ・建築確認の申請又は計画の通知(Q1-1再掲)
- ・建築基準法第59条の2第1項の規定による許可の申請
- ・環境影響評価法第6条第1項の規定による送付又は川崎市環境影響評価に関する条例第8条(同条例第8条の10第2項において準用する場合及び同条例第74条の規定により同条例に準じた環境影響評価等を行う場合を含む。)の規定による提出若しくは同条例第9条第1項(同条例第74条において準用する場合を含む。)の規定による届出
- ・川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第9条第

1 項の規定による（標識の）設置

- ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第 127 条の 4 第 1 項の規定による提出  
※CASBEE 川崎
- ・ 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第 10 条第 1 項の規定による提出
- ・ 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する細則第 2 条第 2 項（同条第 3 項において都市計画法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議について準用する場合を含む。）の規定による申請 ※開発行為事前審査申請書

特定建築物太陽光発電設備等導入制度の対象建築物の判断フロー



2 設置基準量

Q2-1 「定格出力」とは何か。

太陽光発電設備のアレイにおける太陽電池モジュールの日本産業規格（JIS 規格）又は国際電気標準会議の国際規格（IEC 規格）に規定される公称最大出力の合計出力となります。

Q2-2 「建築面積」とは何か。

A 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積となります。（建ぺい率の算定の基礎となる建築面積を算定する場合に限る特例軒等の規定は適用しません。）

Q2-3 設置基準量を算出する際に、建築面積から除ける部分の詳細は示さないのか。

詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。（令和 6 年上期を予定。）

### 3 履行方法

#### Q3-1 太陽光発電設備以外も認められるか。

風力、地中熱、太陽熱、バイオマスを利用する発電設備又は熱供給設備も対象となります。  
(規則第 25 条、規則第 26 条参照)

なお、ペロブスカイトや壁面設置の太陽電池は「太陽光発電設備」に含みます。

#### Q3-2 対象となる特定建築物及びその敷地以外（オフサイト）の場所への設置も認められるか。

次の措置で市長が適当と認めるものが対象となります。詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。(令和 6 年上期を予定。)(規則第 26 条第 1 項 (1) ~ (3) 参照)

- ・対象となる特定建築物(その敷地を含む)以外の場所に太陽光発電設備等を新たに設置し、『発電される電気と環境価値』又は『環境価値のみ』を対象となる特定建築物(その敷地を含む)で利用する場合

※この場合の出力は、送電端における出力。

- ・次の①②のいずれかの場所に太陽光発電設備等を新たに設置し、発生される電気又は熱を当該既存建築物及びその敷地で利用する場合

①市内で(過去に)新築等をした既存建築物又はその敷地

②市内に所有する既存建築物又はその敷地

- ・対象となる特定建築物が『開発事業地球温暖化対策等計画書を提出した特定開発事業の予定建築物』である場合において、当該区域に太陽光発電設備等を設置し、『発生される電気又は熱』を当該区域で利用する場合

#### Q3-3 本制度における「環境価値」はどのようなものがあるか。

主に次のもの(非化石証書等)により証される価値を指します。詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。

- ・非化石証書(FIT 非化石証書、非 FIT 非化石証書再エネ指定有)
- ・Jクレジット(再エネ利用設備導入に係るもの)
- ・グリーン電力証書
- ・事業計画(新たに設置した再生可能エネルギー発電設備からオフサイト PPA、自営線又は自己託送により当該特定建築物へ電力供給する場合)

#### Q3-4 本制度における「既存建築物」とは何か。

対象となる特定建築物の工事完了時点で工事が完了しているものを既存建築物とし、特定建築主が現に所有するものに限らず、過去に建築したものを含みます。(規則第 26 条第 1 項 (2) 参照) 工事の完了は、検査済証の交付日で判断します。

**Q3-5 再エネ調達の対象になるか。**

当該特定建築物又はその敷地に太陽光発電設備等を設置することが困難であると市長が認める場合において、環境価値を利用するために必要な市長が認める措置（再エネ調達等）を対象（代替措置）とします。詳細は、要綱及びガイドラインで公表します（令和6年上期を予定。）（規則第26条第1項（4）参照）

**4 手続き****Q4-1 令和7年4月1日に確認申請をする場合、「特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」（規則第12号様式）はいつ提出すればよいか。**

令和7年4月1日～4月21日までに建築確認の申請又は計画の通知をする場合

⇒令和7年4月1日以降速やかに提出

令和7年4月22日以降に建築確認の申請又は計画の通知をする場合

⇒建築確認の申請又は計画の通知をしようとする日の21日前までに提出

**Q4-2 「特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」（規則第12号様式）には添付図書が必要か。**

詳細は、要綱及びガイドラインで公表します。（令和6年上期を予定。）

なお、「川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則等（令和7年度施行分）の改正の考え方」において添付図書としていた「（仮称）取組評価書」は、規則第12号様式の第2面から第4面に含めて規定しています。

**5 その他****Q5-1 公表内容はどのような事項となるか。**

「特定建築物太陽光発電設備等設置計画書」（規則第12号様式）の第2面から第4面の記載事項を公表します。変更届や完了届が提出された場合は、随時公表事項を更新します。

**Q5-2 本制度は建築基準関係規定となるか。**

本制度は、建築基準法の建築基準関係規定ではありません。

**Q5-3 本制度は建築基準法第40条の対象となるか。**

本制度は、建築基準法第40条（地方公共団体の条例による制限の附加）の対象ではありません。